



流 社 第 7 2 2 号  
平成 2 7 年 1 月 2 1 日

流山市福祉施策審議会  
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



### 諮 問 書

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、貴審議会の御意見を伺いたく諮問いたします。

### 記

- 1 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 3 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

これらの条例は、厚生労働省令で示される基準に従い、標準とし、又は参酌し、市の条例で各事業に係る人員、運営等の基準を定めているものです。

この度、当該厚生労働省令で示される基準が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。平成27年1月16日公布）により改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、市の基準を定めるこれらの条例を改正するものです。